

令和7年第1回

中津川市議会（定例会）議案

令和7年2月25日

令和7年第1回中津川市議会（定例会）議案目次

議第12号	中津川市行政組織条例の一部改正について・・・・・・・・・・4
議第13号	中津川市地域事務所設置条例の一部改正について・・・・・・・・7
議第14号	中津川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について・・9
議第15号	中津川市職員の給与に関する条例の一部改正について・・・・・・・・12
議第16号	中津川市職員の退職手当に関する条例の一部改正について・・・・33
議第17号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例 の制定について・・・・・・・・・・35
議第18号	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法 律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について・・・・39
議第19号	中津川市積立基金条例の一部改正について・・・・・・・・・・42
議第20号	中津川市国民健康保険高額療養費貸付基金条例の廃止について・・・・44
議第21号	中津川市手数料条例の一部改正について・・・・・・・・・・46
議第22号	中津川市教育研修所設置条例の一部改正について・・・・・・・・・・48
議第23号	中津川市老人福祉施設等の設置等に関する条例の一部改正に ついて・・・・・・・・・・50
議第24号	中津川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及 び中津川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基 準を定める条例の一部改正について・・・・・・・・・・52
議第25号	中津川市国民健康保険条例の一部改正について・・・・・・・・・・56
議第26号	中津川市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改 正について・・・・・・・・・・58

議第 27 号	中津川市公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて・・・61
議第 28 号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて・・・・62
議第 29 号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて・・・・63
議第 30 号	財産の無償譲渡について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・64
議第 31 号	市道路線の認定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・65
議第 32 号	指定管理者の指定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・71

議第12号

中津川市行政組織条例の一部改正について

中津川市行政組織条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和7年2月25日提出

中津川市長 小 栗 仁 志

提 案 説 明

市の組織を再編して横断的に対応できる体制を構築するため、この条例を定めようとする。

中津川市行政組織条例の一部を改正する条例

中津川市行政組織条例（平成１６年中津川市条例第２５号）の一部を次のように改正する。

第１条中第２号を削り、第３号を第２号とし、同号の次に次の１号を加える。

（３） 医療福祉部

第１条第４号を次のように改める。

（４） 市民部

第１条中第５号を削り、第６号を第５号とし、第７号から第１１号までを１号ずつ繰り上げる。

第２条第１号ウを次のように改める。

ウ 広報広聴に関すること。

第２条第１号に次のように加える。

オ 総合計画に関すること。

カ 市の重要施策の企画及び総合調整に関すること。

キ 統計に関すること。

第２条第２号から第４号までを次のように改める。

（２） 総務部

ア 議会及び行政一般に関すること。

イ 文書及び法規に関すること。

ウ 財産及び契約に関すること。

エ 情報通信に関すること。

オ 防災及び危機管理に関すること。

カ 市民生活の安全に関すること。

キ 交通安全に関すること。

ク 財政に関すること。

ケ 行財政改革の推進に関すること。

コ 他の部の所管に属しないこと。

（３） 医療福祉部

ア 社会保障に関すること。

- イ 社会福祉に関する事。
- ウ 介護保険に関する事。
- エ 健康及び保健医療に関する事。

(4) 市民部

- ア 移住定住に関する事。
- イ 地域総合事務所及び地域事務所に関する事。
- ウ 地域のまちづくりに関する事。
- エ 少子化対策に関する事。
- オ 男女共同参画に関する事。
- カ 市税に関する事。
- キ 国民健康保険に関する事。
- ク 高齢者の医療に関する事。
- ケ 戸籍及び住民基本台帳に関する事。
- コ 国民年金に関する事。
- サ 墓地及び斎場に関する事。

第2条中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、第8号を第7号とし、同条第9号アからエまでを次のように改める。

- ア 都市計画及び都市整備に関する事。
- イ 交通計画及び交通対策に関する事。
- ウ リニア中央新幹線事業に関する事。
- エ リニア駅周辺整備に関する事。

第2条第9号を同条第8号とし、同条第10号に次のように加える。

- オ 建築及び住宅に関する事。

第2条中第10号を第9号とし、第11号を第10号とする。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議第13号

中津川市地域事務所設置条例の一部改正について

中津川市地域事務所設置条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和7年2月25日提出

中津川市長 小 栗 仁 志

提 案 説 明

中津事務所の位置を変更するため、この条例を定めようとする。

中津川市地域事務所設置条例の一部を改正する条例

中津川市地域事務所設置条例（平成 1 1 年中津川市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中津川市中津事務所の項中「中津川市かやの木町 2 番 1 号」を「中津川市本町 2 丁目 3 番 2 5 号」に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

議第14号

中津川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

中津川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和7年2月25日提出

中津川市長 小 栗 仁 志

提 案 説 明

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、この条例を定めようとする。

中津川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

中津川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年中津川市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第8条の2第1項中「掲げる」の次に「子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として市の規則で定める者を含む。以下この項及び第2項並びに次条第1項から第3項までにおいて同じ。）のある」を加え、「その子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として市の規則で定める者を含む。以下この条、次条第1項から第3項まで及び第16条において同じ。）」を「当該子」に改め、同項第1号中「のある職員」を削り、同項第2号中「のある職員であって、市の規則で定めるもの」を削り、同条第2項中「職員が、市の規則の定めるところにより、その子を養育」を「子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として市の規則で定める者を含む。以下この項及び第2項並びに次条第1項から第3項までにおいて同じ。）」に改め、「「第16条第1項に規定する日常生活を営むのに支障があるもの（以下「要介護者」という。）のある職員が、市の規則の定めるところにより、当該要介護者を介護」を「「第16条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）」と、「当該子を養育」

とあるのは「当該要介護者を介護」」に改める。

第8条の3第2項中「3歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に改め、同条第4項中「第2項中「3歳に満たない子のある職員」を「並びに第2項及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員」に改め、「とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、市の規則で定めるところにより、当該子を養育」」を削る。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議第15号

中津川市職員の給与に関する条例の一部改正について

中津川市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和7年2月25日提出

中津川市長 小 栗 仁 志

提 案 説 明

人事院勧告に基づき、職員等の各種手当等を改定するため、この条例を定めようとする。

中津川市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

中津川市職員の給与に関する条例（昭和32年中津川市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第11条第2項第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、同条第3項中「及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円」を「に該当する扶養親族（次項において「扶養親族たる子」という。）については1人につき13,000円、扶養親族たる父母等については1人につき6,500円」に改め、同条第4項中「（以下「特定期間」という。）」を削り、「特定期間」を「当該期間」に改め、同条に次の1項を加える。

5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他の扶養手当の支給に関し必要な事項は市の規則で定める。

第12条を次のように改める。

第12条 削除

第12条の3第1項第2号中「配偶者」の次に「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）」を加える。

第12条の4第1項第1号中「有料の道路（以下この項から第3項まで）」を「有料の道路（以下この条）」に改め、同条第2項第1号中「以下この号及び次項」を「次項及び第5項」に改め、同号ただし書中「。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下この号及び第3号において「1か月当たりの運賃等相当額」という。）が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（当該職員が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1か月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）」を削り、同項第3号中「（1か月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）」を削り、同条第3項中「第1号及び次項」を「第1号、次項及び第5項」に改め、「でその利用が市の規則で定める基準に照らして通勤

事情の改善に相当程度資するものであると認められるもの」を削り、同項第1号中「新幹線鉄道等に係る通勤手当」を「新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当」に改め、「の2分の1」を削り、同号ただし書中「。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下この号において「1か月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。))が20,000円を超えるときは、支給単位期間につき、20,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(当該職員が2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1か月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が20,000円を超えるときは、当該職員の新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、20,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)」を削り、「相当する額」の次に「(第5項において「特別料金等相当額」という。))」を加え、同条第4項中「職員以外の地方公務員、国家公務員又は沖縄振興開発金融公庫その他その業務が国、県若しくは市の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち市の規則で定めるものに使用される者(中津川市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成14年中津川市条例第2号。以下「公益的法人等派遣条例」という。))第10条に規定する特定法人に退職派遣された者を含む。以下「職員以外の地方公務員等」という。))であった者から引き続き」を「新たに」に改め、「でその利用が市の規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるもの」を削り、同条中第8項を第9項とし、第5項から第7項までを1項ずつ繰り下げ、第4項の次に次の1項を加える。

5 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額)、第2項第2号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額)の合計が150,000円を超える職員の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

第12条の5第3項中「職員以外の地方公務員等であった者から引き続き」を「新たに」に改め、「(任用の事情等を考慮して市の規則で定める職員に限る。))」を削る。

第19条の2第1項中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第2項中「午前0時から」を「午後10時から翌日の」に改め、「5時までの間」の次に「(週休日等に含まれる時間を除く。))」を加え、「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第3項中「当該各号

に定める額」の次に「(前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して市の規則で定める勤務をした職員にあってはその額に100分の150を乗じて得た額)」を加え、同項第1号中「(当該勤務に従事する時間等を考慮して市の規則で定める勤務をした職員にあっては、これらの額に100分の150を乗じて得た額)」を削る。

第21条の2第2項中「から第12条まで並びに第12条の3」を「及び第11条まで」に改め、同条第3項中「から第12条まで、第12条の3」を削る。

第23条第1項中「公益的法人等派遣条例」を「中津川市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成14年中津川市条例第2号。以下「公益的法人等派遣条例」という。)」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(号給の切替え)

第2条 令和7年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において中津川市職員の給与に関する条例(以下「給与条例」という。)別表第一の給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給(次条及び同表において「新号給」という。)は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給(同表において「旧号給」という。)に応じて同表に定める号給とする。

(切替日前の異動者の号給の調整)

第3条 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員及び市の規則で定めるこれに準ずるものをした職員の新号給については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市の規則の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置)

第4条 切替日から令和8年3月31日までの間におけるこの条例による改正後の給与条例(以下「改正後給与条例」という。)第11条の規定の適用については、同条第2項中

- 「(5) 心身に著しい障害がある者」とあるのは
- 「(5) 心身に著しい障害がある者
- (6) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む)」と、

同条第3項中「13,000円」とあるのは「11,500円」と、「とする」とあるのは「、前項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。

(通勤手当及び単身赴任手当に関する経過措置)

第5条 改正後給与条例第12条の4第4項及び第12条の5第3項の規定は、切替日前に新たに給料表の適用を受ける職員になった者にも適用する。

(規則への委任)

第6条 附則第2条から前条までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市の規則で定める。

附則別表 号給の切替表

ア 行政職給料表（一）の適用を受ける職員の新号給

旧号給	職務の給				
	3級	4級	5級	6級	7級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1
11	7	3	3	1	1
12	8	4	4	1	1
13	9	5	5	1	1
14	10	6	6	2	1
15	11	7	7	3	1
16	12	8	8	4	1
17	13	9	9	5	1

18	14	10	10	6	2
19	15	11	11	7	3
20	16	12	12	8	4
21	17	13	13	9	5
22	18	14	14	10	6
23	19	15	15	11	7
24	20	16	16	12	8
25	21	17	17	13	9
26	22	18	18	14	10
27	23	19	19	15	11
28	24	20	20	16	12
29	25	21	21	17	13
30	26	22	22	18	14
31	27	23	23	19	15
32	28	24	24	20	16
33	29	25	25	21	17
34	30	26	26	22	18
35	31	27	27	23	19
36	32	28	28	24	20
37	33	29	29	25	21
38	34	30	30	26	22
39	35	31	31	27	23
40	36	32	32	28	24
41	37	33	33	29	25
42	38	34	34	30	26
43	39	35	35	31	27
44	40	36	36	32	28
45	41	37	37	33	29
46	42	38	38	34	30

47	43	39	39	35	31
48	44	40	40	36	32
49	45	41	41	37	33
50	46	42	42	38	34
51	47	43	43	39	35
52	48	44	44	40	36
53	49	45	45	41	37
54	50	46	46	42	38
55	51	47	47	43	39
56	52	48	48	44	40
57	53	49	49	45	41
58	54	50	50	46	42
59	55	51	51	47	43
60	56	52	52	48	44
61	57	53	53	49	45
62	58	54	54	50	
63	59	55	55	51	
64	60	56	56	52	
65	61	57	57	53	
66	62	58	58	54	
67	63	59	59	55	
68	64	60	60	56	
69	65	61	61	57	
70	66	62	62	58	
71	67	63	63	59	
72	68	64	64	60	
73	69	65	65	61	
74	70	66	66	62	
75	71	67	67	63	

76	72	68	68	64	
77	73	69	69	65	
78	74	70	70	66	
79	75	71	71	67	
80	76	72	72	68	
81	77	73	73	69	
82	78	74	74	70	
83	79	75	75	71	
84	80	76	76	72	
85	81	77	77	73	
86	82	78	78		
87	83	79	79		
88	84	80	80		
89	85	81	81		
90	86	82	82		
91	87	83	83		
92	88	84	84		
93	89	85	85		
94	90				
95	91				
96	92				
97	93				
98	94				
99	95				
100	96				
101	97				
102	98				
103	99				
104	100				

105	101				
106	102				
107	103				
108	104				
109	105				
110	106				
111	107				
112	108				
113	109				

イ 医療職給料表（一）の適用を受ける職員の新号給

旧号給	職務の給			
	2級	3級	4級	5級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	1	1	2
11	1	1	1	2
12	1	1	1	2
13	1	1	1	2
14	2	1	1	3
15	3	1	1	3
16	4	1	1	3
17	5	1	1	3

18	6	2	1	3
19	7	3	1	4
20	8	4	1	4
21	9	5	1	4
22	10	6	1	
23	11	7	1	
24	12	8	1	
25	13	9	1	
26	14	10	1	
27	15	11	1	
28	16	12	1	
29	17	13	1	
30	18	14	1	
31	19	15	1	
32	20	16	1	
33	21	17	1	
34	22	18	1	
35	23	19	1	
36	24	20	1	
37	25	21	1	
38	26	22	2	
39	27	23	2	
40	28	24	2	
41	29	25	2	
42	30	26	3	
43	31	27	3	
44	32	28	3	
45	33	29	3	
46	34	30	4	

47	35	31	4	
48	36	32	4	
49	37	33	4	
50	38	34	4	
51	39	35	5	
52	40	36	5	
53	41	37	5	
54	42	38	5	
55	43	39	5	
56	44	40	6	
57	45	41	6	
58	46	42	6	
59	47	43	6	
60	48	44	6	
61	49	45	7	
62	50	46	7	
63	51	47	7	
64	52	48	7	
65	53	49	8	
66	54	50		
67	55	51		
68	56	52		
69	57	53		
70	58	54		
71	59	55		
72	60	56		
73	61	57		
74	62	58		
75	63	59		

76	64	60		
77	65	61		
78	66	62		
79	67	63		
80	68	64		
81	69	65		
82	70	66		
83	71	67		
84	72	68		
85	73	69		
86	74	70		
87	75	71		
88	76	72		
89	77	73		
90	78			
91	79			
92	80			
93	81			
94	82			
95	83			
96	84			
97	85			

ウ 医療職給料表（二）の適用を受ける職員の新号給

旧号給	職務の給				
	3級	4級	5級	6級	7級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1

5	1	1	1	1	1
6	2	2	1	1	1
7	3	3	1	1	1
8	4	4	1	1	1
9	5	5	1	1	1
10	6	6	2	1	1
11	7	7	3	1	1
12	8	8	4	1	1
13	9	9	5	1	1
14	10	10	6	2	1
15	11	11	7	3	1
16	12	12	8	4	1
17	13	13	9	5	1
18	14	14	10	6	2
19	15	15	11	7	3
20	16	16	12	8	4
21	17	17	13	9	5
22	18	18	14	10	6
23	19	19	15	11	7
24	20	20	16	12	8
25	21	21	17	13	9
26	22	22	18	14	10
27	23	23	19	15	11
28	24	24	20	16	12
29	25	25	21	17	13
30	26	26	22	18	14
31	27	27	23	19	15
32	28	28	24	20	16
33	29	29	25	21	17

34	30	30	26	22	18
35	31	31	27	23	19
36	32	32	28	24	20
37	33	33	29	25	21
38	34	34	30	26	22
39	35	35	31	27	23
40	36	36	32	28	24
41	37	37	33	29	25
42	38	38	34	30	26
43	39	39	35	31	27
44	40	40	36	32	28
45	41	41	37	33	29
46	42	42	38	34	30
47	43	43	39	35	31
48	44	44	40	36	32
49	45	45	41	37	33
50	46	46	42	38	34
51	47	47	43	39	35
52	48	48	44	40	36
53	49	49	45	41	37
54	50	50	46	42	
55	51	51	47	43	
56	52	52	48	44	
57	53	53	49	45	
58	54	54	50	46	
59	55	55	51	47	
60	56	56	52	48	
61	57	57	53	49	
62	58	58	54	50	

63	59	59	55	51	
64	60	60	56	52	
65	61	61	57	53	
66	62	62	58		
67	63	63	59		
68	64	64	60		
69	65	65	61		
70	66	66	62		
71	67	67	63		
72	68	68	64		
73	69	69	65		
74	70	70	66		
75	71	71	67		
76	72	72	68		
77	73	73	69		
78	74	74	70		
79	75	75	71		
80	76	76	72		
81	77	77	73		
82	78	78	74		
83	79	79	75		
84	80	80	76		
85	81	81	77		
86	82	82			
87	83	83			
88	84	84			
89	85	85			
90	86	86			
91	87	87			

92	88	88			
93	89	89			
94	90	90			
95	91	91			
96	92	92			
97	93	93			
98	94	94			
99	95	95			
100	96	96			
101	97	97			
102	98	98			
103	99	99			
104	100	100			
105	101	101			
106	102				
107	103				
108	104				
109	105				
110	106				
111	107				
112	108				
113	109				

エ 医療職給料表（三）の適用を受ける職員の新号給

旧号給	職務の給			
	3 級	4 級	5 級	6 級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1

5	1	1	1	1
6	2	2	1	1
7	3	3	1	1
8	4	4	1	1
9	5	5	1	1
10	6	6	2	1
11	7	7	3	1
12	8	8	4	1
13	9	9	5	1
14	10	10	6	2
15	11	11	7	3
16	12	12	8	4
17	13	13	9	5
18	14	14	10	6
19	15	15	11	7
20	16	16	12	8
21	17	17	13	9
22	18	18	14	10
23	19	19	15	11
24	20	20	16	12
25	21	21	17	13
26	22	22	18	14
27	23	23	19	15
28	24	24	20	16
29	25	25	21	17
30	26	26	22	18
31	27	27	23	19
32	28	28	24	20
33	29	29	25	21

34	30	30	26	22
35	31	31	27	23
36	32	32	28	24
37	33	33	29	25
38	34	34	30	26
39	35	35	31	27
40	36	36	32	28
41	37	37	33	29
42	38	38	34	30
43	39	39	35	31
44	40	40	36	32
45	41	41	37	33
46	42	42	38	34
47	43	43	39	35
48	44	44	40	36
49	45	45	41	37
50	46	46	42	38
51	47	47	43	39
52	48	48	44	40
53	49	49	45	41
54	50	50	46	42
55	51	51	47	43
56	52	52	48	44
57	53	53	49	45
58	54	54	50	46
59	55	55	51	47
60	56	56	52	48
61	57	57	53	49
62	58	58	54	50

63	59	59	55	51
64	60	60	56	52
65	61	61	57	53
66	62	62	58	54
67	63	63	59	55
68	64	64	60	56
69	65	65	61	57
70	66	66	62	
71	67	67	63	
72	68	68	64	
73	69	69	65	
74	70	70	66	
75	71	71	67	
76	72	72	68	
77	73	73	69	
78	74	74	70	
79	75	75	71	
80	76	76	72	
81	77	77	73	
82	78	78	74	
83	79	79	75	
84	80	80	76	
85	81	81	77	
86	82	82	78	
87	83	83	79	
88	84	84	80	
89	85	85	81	
90	86	86	82	
91	87	87	83	

92	88	88	84	
93	89	89	85	
94	90	90		
95	91	91		
96	92	92		
97	93	93		
98	94	94		
99	95	95		
100	96	96		
101	97	97		
102	98	98		
103	99	99		
104	100	100		
105	101	101		
106	102	102		
107	103	103		
108	104	104		
109	105	105		
110	106	106		
111	107	107		
112	108	108		
113	109	109		
114	110			
115	111			
116	112			
117	113			
118	114			
119	115			
120	116			

121	117			
122	118			
123	119			
124	120			
125	121			

議第16号

中津川市職員の退職手当に関する条例の一部改正について

中津川市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和7年2月25日提出

中津川市長 小 栗 仁 志

提 案 説 明

国家公務員退職手当法の一部改正に伴い、この条例を定めようとする。

中津川市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

中津川市職員の退職手当に関する条例（昭和37年中津川市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第12条第11項第4号中「職業」を「安定した職業」に改め、同条第14項中「次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める」を「雇用保険法第56条の3第1項第1号に該当する者に係る就業促進手当について同条第4項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する」に改め、同項第1号及び第2号を削る。

附則第12項中「附則別表第1」を「附則別表」に改める。

附則第16項中「令和7年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の中津川市職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）第12条第11項（第4号に係る部分に限り、同条第15項において準用する場合を含む。）の規定は、退職職員（退職した中津川市職員の退職手当に関する条例第2条第1項に規定する職員（同条第2項の規定により職員とみなされる者を含む。）をいう。以下この項において同じ。）であって前項に定める日（以下この項において「施行日」という。）以後に安定した職業に就いた者について適用し、退職職員であって施行日前に職業に就いた者に対する就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

議第17号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように制定するものとする。

令和7年2月25日提出

中津川市長 小 栗 仁 志

提 案 説 明

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、この条例を定めようとする。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(中津川市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 中津川市職員の給与に関する条例（昭和32年中津川市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第20条の2第3号及び第4号並びに第20条の3第1項第1号及び第5項第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(中津川市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第2条 中津川市職員の退職手当に関する条例（昭和37年中津川市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項第1号及び第5項第2号、第16条の見出し及び同条第1項第1号、第17条第1項第1号並びに第19条第4項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(中津川市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正)

第3条 中津川市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和39年中津川市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第6条第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(中津川市埋立て等の規制に関する条例の一部改正)

第4条 中津川市埋立て等の規制に関する条例（平成20年中津川市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第30条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(中津川市個人情報保護に関する法律施行条例の一部改正)

第5条 中津川市個人情報保護に関する法律施行条例（令和4年中津川市条例第23号）の一部を次のように改正する。

附則第3条第4項及び第5項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(中津川市個人情報保護審査会条例の一部改正)

第6条 中津川市個人情報保護審査会条例（令和4年中津川市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第17条第1項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(中津川市議会の個人情報保護に関する条例の一部改正)

第7条 中津川市議会の個人情報保護に関する条例（令和4年中津川市条例第35号）

の一部を次のように改正する。

第53条から第55条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

第2条 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第16条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

(人の資格に関する経過措置)

第3条 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

(中津川市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第4条 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号。以下「整理等法」という。）並びにこの条例（以下これらを「刑法等一部改正法等」という。）の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第1条の規定による改正後

の中津川市職員の給与に関する条例第20条の3第1項（第1号に係る部分に限る。）及び第5項（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

（中津川市職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第5条 刑法等一部改正法等の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第2条の規定による改正後の中津川市職員の退職手当に関する条例第15条第1項及び第5項、第16条第1項（第1号に係る部分に限る。）並びに第19条第4項並びに中津川市職員の退職手当に関する条例第19条第3項の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

議第18号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように制定するものとする。

令和7年2月25日提出

中津川市長 小 栗 仁 志

提 案 説 明

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、この条例を定めようとする。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(中津川市税条例の一部改正)

第1条 中津川市税条例（昭和26年中津川市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第36条の2第9項中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

第63条の2第1項第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

第89条第2項第2号及び第139条の3第2項第1号中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

第149条第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

(中津川市国民健康保険条例の一部改正)

第2条 中津川市国民健康保険条例（昭和34年中津川市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第23条第2項ただし書中「第2条第8項」を「第2条第9項」に改める。

(中津川市介護保険条例の一部改正)

第3条 中津川市介護保険条例（平成12年中津川市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第10条第2項ただし書及び第11条第2項ただし書中「第2条第8項」を「第2条第9項」に改める。

(中津川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)

第4条 中津川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年中津川市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第2条第8項」を「第2条第9項」に改め、同条第3号中「第2条第12項」を「第2条第13項」に改め、同条第4号中「第2条第14項」を「第2条第15項」に改める。

(中津川市都市計画税条例の一部改正)

第5条 中津川市都市計画税条例（令和3年中津川市条例第25号）の一部を次のように

改正する。

附則第4項第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

(中津川市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正)

第6条 中津川市議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年中津川市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項ただし書中「。以下」を「。第20条において」に、「第2条第2項」を「第2条第2号」に、「行政文書」を「公文書」に改め、同条第10項中「以下」を「第12条第5項において」に、「第2条第8項」を「第2条第9項」に改める。

第12条第2項第3号中「固定資産評価」の次に「審査」を加え、同条第5項中「及び第29条」を削り、同項の表第38条第1項第1号の項中「第2条第9項」を「第2条第10項」に改める。

第17条第1項各号列記以外の部分中「以下」を「第3項において」に改め、同条第2項第1号ア中「又は報酬、福利厚生」を「若しくは報酬若しくは福利厚生」に、「その他」を「又は」に改める。

第18条第1項中「議会の保有する」を削り、同条第2項中「この章において」及び「この章及び第48条において」を削る。

第31条第2項中「この章及び第48条において」を削る。

第32条第3項中「この章において」を削る。

第38条第1項ただし書中「この章において」を削り、同条第2項中「この章及び第48条において」を削る。

第39条第3項中「この章において」を削る。

第47条中「第4章」を「前章」に改める。

第48条中「特定」の次に「に資する情報の提供」を加える。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議第19号

中津川市積立基金条例の一部改正について

中津川市積立基金条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和7年2月25日提出

中津川市長 小 栗 仁 志

提 案 説 明

小口融資利子補給金基金を廃止するため、この条例を定めようとする。

中津川市積立基金条例の一部を改正する条例

中津川市積立基金条例（昭和 5 3 年中津川市条例第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表小口融資利子補給金基金の項を削る。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議第20号

中津川市国民健康保険高額療養費貸付基金条例の廃止について

中津川市国民健康保険高額療養費貸付基金条例を廃止する条例を次のように制定するものとする。

令和7年2月25日提出

中津川市長 小 栗 仁 志

提 案 説 明

中津川市国民健康保険高額療養費貸付基金を廃止するため、この条例を定めようとする。

中津川市国民健康保険高額療養費貸付基金条例を廃止する条例

中津川市国民健康保険高額療養費貸付基金条例（昭和５８年中津川市条例第１１号）は、
廃止する。

附 則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

議第21号

中津川市手数料条例の一部改正について

中津川市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和7年2月25日提出

中津川市長 小 栗 仁 志

提 案 説 明

地籍調査成果の交付を行うため、この条例を定めようとする。

中津川市手数料条例の一部を改正する条例

中津川市手数料条例（平成１２年中津川市条例第３号）の一部を次のように改正する。

別表１０の部に次のように加える。

（９） 地籍調査成果の交付	地籍調査成果交付手数料	１件につき	３００ 円
---------------	-------------	-------	-------

附 則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

議第 22 号

中津川市教育研修所設置条例の一部改正について

中津川市教育研修所設置条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 7 年 2 月 25 日提出

中津川市長 小 栗 仁 志

提 案 説 明

教育研修所の位置を変更するため、この条例を定めようとする。

中津川市教育研修所設置条例の一部を改正する条例

中津川市教育研修所設置条例（昭和48年中津川市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条中「中津川市栄町1番1号」を「中津川市本町2丁目3番25号」に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

議第23号

中津川市老人福祉施設等の設置等に関する条例の一部改正について

中津川市老人福祉施設等の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和7年2月25日提出

中津川市長 小 栗 仁 志

提 案 説 明

老人福祉施設の譲渡及び用途廃止に伴い、この条例を定めようとする。

中津川市老人福祉施設等の設置等に関する条例の一部を改正する条例

中津川市老人福祉施設等の設置等に関する条例（平成１７年中津川市条例第２２号）の一部を次のように改正する。

第３条の表中津川市デイサービスセンターひだまり苑の項を削る。

第７条の表中津川市在宅介護支援センターひだまり苑の項を削る。

附 則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

議第24号

中津川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び中津川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

中津川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び中津川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和7年2月25日提出

中津川市長 小 栗 仁 志

提 案 説 明

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、この条例を定めようとする。

中津川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び中津川市
特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一
部を改正する条例

(中津川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 中津川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26
年中津川市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第1号中「を行う」を「(次項において「保育内容支援」という。)を実
施する」に改め、同項第3号中「第4項第1号」を「第6項第1号」に改め、同条中第
5項を第7項とし、第4項を第6項とし、同条第3項各号列記以外の部分を次のように
改める。

前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を
行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるも
のをいう。

第6条第3項第1号中「当該家庭的保育事業者等」を「家庭的保育事業者等」に、「第
27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事
業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）」を「小規模保育
事業A型事業者等」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項中「全てを満たすと認
めるときは、前項第2号」を「いずれかを満たすときは、第1項第2号」に改め、同項
第1号及び第2号を次のように改める。

(1) 家庭的保育事業者等が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次の
ア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。

ア 家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び
責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措
置が講じられていること。

(2) 市長が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の促進のために
必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であるこ
と。

第6条中第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

2 市長は、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

第16条第1項第2号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附則第3条中「10年」を「15年」に改める。

（中津川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第2条 中津川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年中津川市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第37条第1項中「第42条第3項第1号」を「第42条第3項」に改める。

第42条第1項中「第5項」を「第7項」に改め、同項第1号中「を行う」を「(次項において「保育内容支援」という。)を実施する」に改め、同項第3号中「号」の次に「及び第6項第1号」を加え、同条中第9項を第11項とし、第4項から第8項までを2項ずつ繰り下げ、同条第3項各号列記以外の部分を次のように改める。

前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

第42条第3項第1号中「当該特定地域型保育事業者」を「特定地域型保育事業者」に、「小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）」を「小規模保育事業A型事

業者等」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項中「全てを満たすと認めるときは、前項第2号」を「いずれかを満たすときは、第1項第2号」に改め、同項第1号及び第2号を次のように改める。

(1) 特定地域型保育事業者が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。

ア 特定地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

(2) 市長が特定地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

第42条中第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

2 市長は、特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 特定地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 特定地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

附則第4条中「10年」を「15年」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議第25号

中津川市国民健康保険条例の一部改正について

中津川市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和7年2月25日提出

中津川市長 小 栗 仁 志

提 案 説 明

国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、この条例を定めようとする。

中津川市国民健康保険条例の一部を改正する条例

中津川市国民健康保険条例（昭和34年中津川市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第17条の6中「65万円」を「66万円」に改める。

第17条の6の12中「24万円」を「26万円」に改める。

第21条第1項中「65万円」を「66万円」に改め、同項第2号中「29万5千円」を「30万5千円」に改め、同項第3号中「54万5千円」を「56万円」に改め、同条第3項中「65万円」を「66万円」に、「24万円」を「26万円」に改め、同条第4項中「65万円」を「66万円」に改める。

第21条の4第1項中「65万円」を「66万円」に改め、同条第3項中「65万円」を「66万円」に、「24万円」を「26万円」に改め、同条第4項及び第5項中「65万円」を「66万円」に改め、同条第7項中「65万円」を「66万円」に、「24万円」を「26万円」に改め、同条第8項中「65万円」を「66万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の中津川市国民健康保険条例の規定は、令和7年度以後の年度分の保険料について適用し、令和6年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議第26号

中津川市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について
中津川市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例を
次のように制定するものとする。

令和7年2月25日提出

中津川市長 小 栗 仁 志

提 案 説 明

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部改正に伴い、この条例
を定めようとする。

中津川市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例

中津川市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和３９年中津川市条例第３６号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第２条関係）

階級		団長 (円)	副団長 (円)	分団長 (円)	副分団長 (円)	部長及び班長 (円)	団員 (円)
勤務年数	５年以上 １０年未満	239,000	229,000	219,000	214,000	204,000	200,000
	１０年以上 １５年未満	344,000	329,000	318,000	303,000	283,000	264,000
	１５年以上 ２０年未満	459,000	429,000	413,000	388,000	358,000	334,000
	２０年以上 ２５年未満	594,000	534,000	513,000	478,000	438,000	409,000
	２５年以上 ３０年未満	779,000	709,000	659,000	624,000	564,000	519,000
	３０年以上 ３５年未満	979,000	909,000	849,000	809,000	734,000	689,000
	３５年以上	1,079,000	1,009,000	949,000	909,000	834,000	789,000

附 則

（施行期日）

- この条例は、令和７年４月１日から施行する。

（経過措置）

- この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以降に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例に

よる。

議第27号

中津川市公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第9条の2第2項の規定により、次の者を
中津川市公平委員会委員に選任したいので、議会の同意を求める。

令和7年2月25日提出

中津川市長 小 栗 仁 志

住 所	氏 名
中津川市蛭川	林 行典

議第28号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、次の者を人権擁護委員候補者に推薦したいので、議会の意見を求める。

令和7年2月25日提出

中津川市長 小 栗 仁 志

住 所	氏 名
中津川市苗木	志津 順子

議第 29 号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により、次の者を人権擁護委員候補者に推薦したいので、議会の意見を求める。

令和 7 年 2 月 25 日提出

中津川市長 小 栗 仁 志

住 所	氏 名
中津川市福岡	大野 良子

議第30号

財産の無償譲渡について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、次のとおり財産を無償譲渡したいので、議会の議決を求める。

令和7年2月25日提出

中津川市長 小 栗 仁 志

1 譲渡財産

建 物 所 在 中津川市千旦林1197番地の10
種 類 デイサービスセンター
構 造 鉄骨造フッ素鋼板ぶき平家建
床面積 696.36㎡

2 譲渡の相手方 中津川市茄子川1683番地の1247
医療法人みらい
代表者 蟹江 治郎

3 譲渡の条件 譲渡日から5年間は現在と同じ用途で使用する。

4 譲渡年月日 令和7年4月1日

議第 3 1 号

市道路線の認定について

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 8 条第 2 項の規定により、次の道路を市道路線に認定したいので、議会の議決を求める。

令和 7 年 2 月 2 5 日提出

中津川市長 小 栗 仁 志

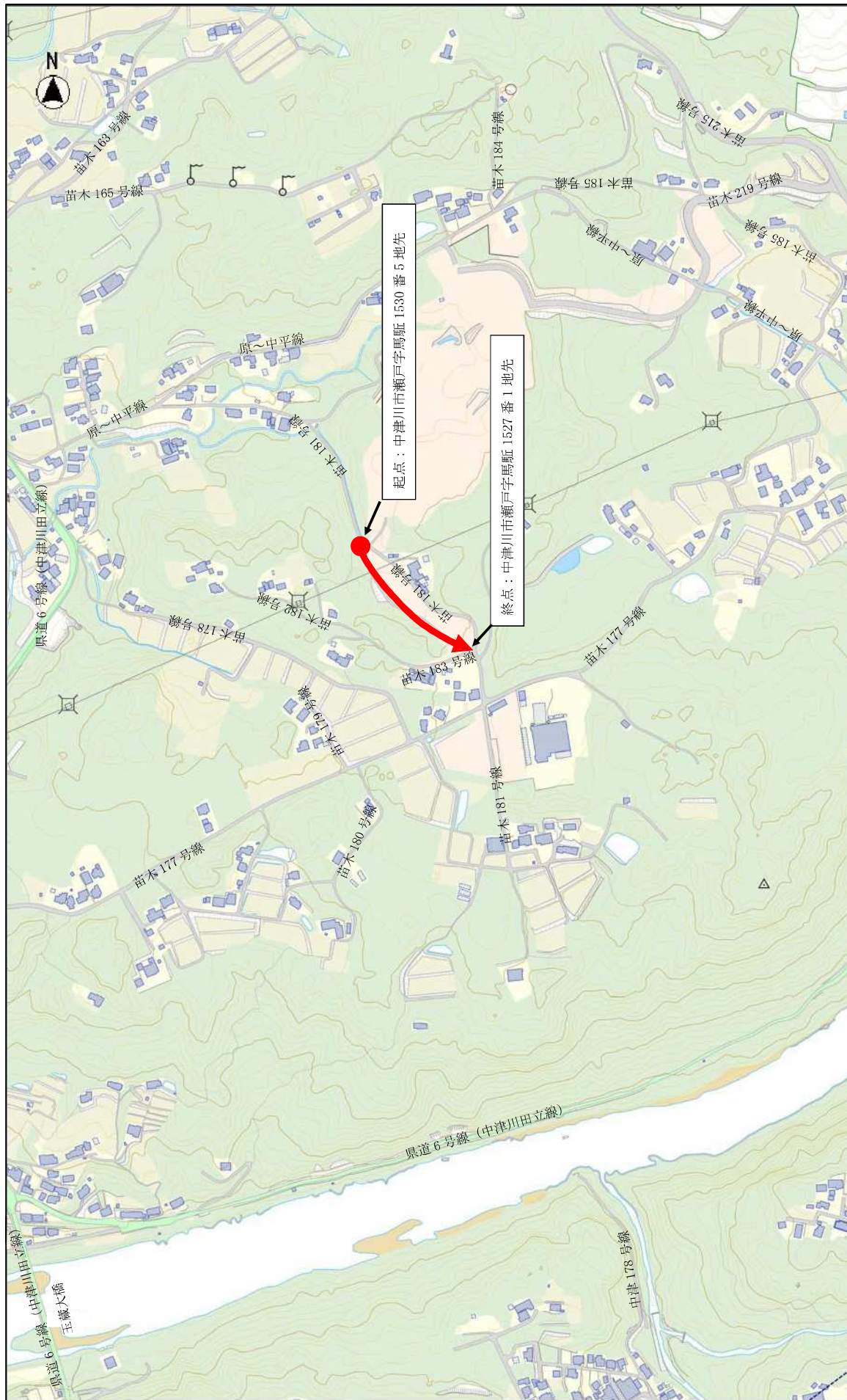
路線番号	路線名	起 点
		終 点
2 2 2 0	苗木 2 2 0 号線	中津川市瀬戸字馬駈 1 5 3 0 番 5 地先
		中津川市瀬戸字馬駈 1 5 2 7 番 1 地先
3 3 0 0	坂本 3 0 0 号線	中津川市茄子川字中通 5 2 0 番 1 地先
		中津川市茄子川字中通 5 2 2 番 1 地先
3 3 0 1	坂本 3 0 1 号線	中津川市茄子川字中通 5 2 1 番 4 地先
		中津川市茄子川字中通 5 2 0 番 3 地先
3 3 0 2	坂本 3 0 2 号線	中津川市茄子川字東通 5 9 9 番 6 地先
		中津川市茄子川字東通 6 0 4 番 1 地先

路線番号	路線名	起 点
		終 点
3 3 0 3	坂本 3 0 3 号線	中津川市茄子川字中通 5 3 0 番 1 地先
		中津川市茄子川字中通 5 2 6 番地先
3 3 0 4	坂本 3 0 4 号線	中津川市茄子川字中通 5 2 5 番 1 地先
		中津川市茄子川字中通 5 2 7 番 1 5 地先
3 3 0 5	坂本 3 0 5 号線	中津川市茄子川字東通 6 0 2 番 3 2 地先
		中津川市茄子川字東通 5 2 5 番 1 地先
3 3 0 6	坂本 3 0 6 号線	中津川市千旦林字坂本 1 4 7 3 番 9 地先
		中津川市千旦林字坂本 1 4 4 5 番 1 3 地先
3 3 0 7	坂本 3 0 7 号線	中津川市千旦林字坂本 1 4 4 5 番 4 2 地先
		中津川市千旦林字坂本 1 4 4 6 番 3 地先
3 3 0 8	坂本 3 0 8 号線	中津川市千旦林字坂本 1 4 4 6 番 7 地先
		中津川市千旦林字坂本 1 4 6 7 番 7 地先

路線番号	路線名	起 点
		終 点
3 3 0 9	坂本 3 0 9 号線	中津川市千旦林字坂本 1 4 4 5 番 8 地先
		中津川市千旦林字坂本 1 4 4 6 番 3 地先
3 3 1 0	坂本 3 1 0 号線	中津川市千旦林字坂本 1 4 4 6 番 8 地先
		中津川市千旦林字坂本 1 4 4 6 番 9 8 地先
3 3 1 1	坂本 3 1 1 号線	中津川市千旦林字坂本 1 4 0 6 番 1 地先
		中津川市千旦林字坂本 1 2 9 7 番 5 地先
3 3 1 2	坂本 3 1 2 号線	中津川市千旦林字坂本 1 3 2 6 番 5 地先
		中津川市千旦林字坂本 1 3 0 0 番 4 地先
3 3 1 3	坂本 3 1 3 号線	中津川市千旦林字坂本 1 2 9 7 番 7 地先
		中津川市千旦林字坂本 1 4 0 5 番 1 地先
3 3 1 4	坂本 3 1 4 号線	中津川市千旦林字坂本 1 2 9 7 番 5 地先
		中津川市千旦林字坂本 1 3 3 0 番 2 地先

路線番号	路線名	起 点
		終 点
3 3 1 5	坂本 3 1 5 号線	中津川市千旦林字坂本 1 3 2 7 番地先
		中津川市千旦林字坂本 1 3 2 8 番 1 地先

位置図① (資料)



路線番号	路線名	道路延長 (m)	道路幅員 (m)	凡 例
2220	苗木2220号線	193.17	7.00~7.50	

2



位置番号	路線番号	路線名	起点	終点	道路延長(m)	道路幅員(m)
⑨	3308	坂本302号線	中津川市千旦林字坂本144番7地先	中津川市千旦林字坂本1467番7地先	218,74	6.0
⑩	3309	坂本303号線	中津川市千旦林字坂本144番8地先	中津川市千旦林字坂本1446番38地先	108,78	6.0
⑪	3310	坂本310号線	中津川市千旦林字坂本144番8地先	中津川市千旦林字坂本1446番38地先	21,73	21.0
⑫	3311	坂本311号線	中津川市千旦林字坂本1406番1地先	中津川市千旦林字坂本1297番5地先	293,97	6.0～10.0
⑬	3312	坂本312号線	中津川市千旦林字坂本1326番5地先	中津川市千旦林字坂本1300番4地先	41,40	6.0
⑭	3313	坂本313号線	中津川市千旦林字坂本1297番7地先	中津川市千旦林字坂本1405番1地先	459,15	6.0
⑮	3314	坂本314号線	中津川市千旦林字坂本1297番5地先	中津川市千旦林字坂本1330番2地先	258,85	6.0
⑯	3315	坂本315号線	中津川市千旦林字坂本1327番地先	中津川市千旦林字坂本1328番2地先	48,36	4.0

議第 3 2 号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、次のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

令和 7 年 2 月 2 5 日提出

中津川市長 小 栗 仁 志

管理を行わせる施設の 名称及び位置	中津川市間ノ根観光栗園 中津川市中津川字恵下地内
指定管理者	中津川市栄町 1 番 1 号 一般社団法人 中津川観光協会
指定期間	令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 0 年 3 月 3 1 日まで